

綾瀬市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づき定めた綾瀬市高齢者保健福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第117条第1項の規定に基づき定めた綾瀬市介護保険事業計画の見直しを行うため、綾瀬市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 策定委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 綾瀬市介護保険運営協議会の委員
- (2) 介護保険サービスの事業者の代表
- (3) 医療系サービスの従事者の代表
- (4) 綾瀬市地区社会福祉協議会連絡協議会の代表

(所掌事項)

第4条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに関すること。
- (2) その他高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しについて必要な事項

(任期)

第5条 委員の任期は、見直し後の綾瀬市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定をもって満了とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、高齢者福祉主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月15日から施行する。